

国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い住所地特例の適用を拡大するとともに、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

国立市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月国立市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみな

された国民健康保険の被保険者であったもの
付則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。